

「 医療保険法に基づく指定訪問看護 」
重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と訪問看護を利用される方に対して、当事業所の概要や提供される看護に関する内容を説明するものです。

◆ 目 次 ◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業の目的と事業の運営方針	2
4. 営業日と営業時間	2
5. 職員の体制	2
6. 看護の内容	3
7. 利用料金の負担	3
8. 訪問看護計画書の作成及び交付	4
9. サービスの終了	4
10. 緊急時の対応	4
11. 虐待の防止	4
12. 身体拘束等	5
13. 業務継続計画の策定等	5
14. 衛生管理等	5
15. ハラスメント防止	6
16. 守秘義務及び個人情報の保護	6
17. 相談、要望、苦情等の受付	6
18. 事故発生時の対応	7
19. 社会情勢、感染症及び天災	7
18. 賠償責任	7
別 紙<訪問看護等の料金>	8

一般社団法人 諫早医師会
諫早医師会訪問看護ステーション「たんぽぽ」

1. 事業者

名称	一般社団法人 諫早医師会
所在地	諫早市永昌町23-23
電話番号	0957-25-2111
代表者名	会長 満岡 渉
設立年月日	昭和23年2月

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護
事業所の名称	諫早医師会訪問看護ステーション「たんぽぽ」
事業所の所在地	〒854-0003 諫早市泉町23番3号
電話番号	0957-22-1040
管理者氏名	近藤 祐子
事業実施地域	諫早市 但し、他地域の利用者及び関係機関等からの要請があればこの限りではない
開設年月日	平成8年9月1日
事業所が行っている他の業務	介護保険法に基づく訪問看護、介護予防訪問看護

3. 事業の目的と事業の運営方針

事業の目的	在宅療養者を訪問し、療養上の世話又は必要な診療補助を行うとともに、医療、保健、福祉との連携を図り、医療及び福祉の向上に資することを目的とします
事業の運営方針	主治医の指示により、看護師等が、家庭を訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方が安心して在宅療養が続けられるように症状に応じた適切な看護を提供します

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで、ただし8月15日及び12月29日から1月3日までと国民の祝日を除く
営業時間	月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで
24時間、利用者又はその家族からの電話等に常時対応し、必要に応じて緊急時訪問看護を提供します	

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉

職 種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1		訪問看護と兼務
看護師	3(管理者1名含む)	5	訪問看護
理学療法士		1	訪問リハビリ

6. 看護の内容

- (1) 訪問時間は30～90分です。(処置やケア内容により幅があります。)なお、24時間対応体制をとっております。
- (2) 訪問回数は基本的に週3回まで。難病や急性増悪時等はこの限りではありません。
- (3) 主治医と密接な連携のもとに医学的管理に基づいて訪問看護をします。また、ご家族等への介護支援の相談、病状の観察、清拭・洗髪、床ずれの予防と処置、食事(栄養)指導管理、排泄の介助・管理、医師の指示による診療の補助等を行います。
- (4) 利用者の記録や情報の管理、開示
利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。
- (5) 市へ情報提供し、市の実施する保健福祉サービスとの連携を図り、総合的に在宅療養が継続できるように支援します。
- (6) 保険証や医療受給者証、被爆者健康手帳など確認させていただきます。
これらの書類について変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。

7. 利用料金の負担

- (1) 訪問看護の利用にかかる負担金
訪問看護の提供に要する費用(別紙)をいただきます。
- (2) 利用予定の取り消し料
利用予定日の前に利用者の都合により、サービスの利用を変更する場合は、訪問看護実施日の前日午後5時までに申し出てください。
もし、利用予定の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合は、取消料として、1,000円をいただきます。
- (3) 通常の訪問時間が90分を超えた場合は、延長料として30分あたり1,000円(消費税込)をいただきます。
- (4) 営業日以外に訪問看護の利用をされた場合は、別途加算料として一回につき1,500円(消費税込)いただきます。
- (5) 家族から死後の処置の依頼があった場合は、処置料として20,000円(消費税込)をいただきます。
- (6) 上記の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書説明した上で、支払いに同意をいただきます。

8. 訪問看護計画書の作成及び交付

- (1) 訪問看護計画の作成に当たっては、利用者の希望、主治医の指示及び心身状況等を踏まえて、療養上の目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載します。
- (2) 計画書に記載する主要な事項については、利用者又はその家族に対して説明し、その同意をいただきます。

9. サービスの終了

- (1) 利用者の都合でサービスを終了する場合は、サービスの終了を希望する日の10日前までに事業者まで申し出てください。
- (2) 事業者は、事業規模の縮小・事業所の休廃止等、訪問看護の提供が困難になるなどやむを得ない事情がある場合には、利用者に対して、1ヶ月以上の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、サービスを終了させて頂く場合があります。
- (3) 次の事由に該当した場合は事業者は文書で通知することにより、直ちにこのサービスを終了することができるものとします。
 - ①利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず支払われない場合
 - ②利用者又はその家族による事業所や訪問看護員に対する行為、並びに利用者又は家族の非協力など、利用者及び事業者間の信頼関係の損壊する行為をなし、このサービス提供の目的を達することが困難となった場合

10. 緊急時の対応

看護師等は訪問看護実施中に、利用者の症状及び心身の状態が急変、その他緊急事態が生じた時は、直ちに主治医に連絡し、主治医の指示に基づき必要な処置を講じます。主治医への連絡が困難な場合には、予め指定された医療機関への連絡あるいは救急搬送等の必要な処置を講じます。

2. 看護師等は前項の処置を講じた場合は、速やかに管理者及び主治医並びに家族に報告します。
3. 24時間、利用者又はそのご家族からの電話等に常時対応し、必要に応じて、緊急時訪問看護を提供します。

11. 虐待の防止

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者・担当者を選定しています。

責任者： 事務局長 今里良二

担当者： 管理者 近藤祐子

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。

- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) 訪問看護実施中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

12. 身体拘束等

訪問看護の提供にあたっては、当該利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は禁止しています。

ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及びことが考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときに、利用者本人または家族への説明同意を得た上で、必要最低限の身体拘束等を行なうことがあります。

- ①切迫性：利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合

13. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 衛生管理等

職員の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行い、事業所において感染症が発生、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回開催するとともに、その結果について、職員の周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15. ハラスメント防止

適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の商業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

16. 守秘義務及び個人情報の保護

職員は業務上知り得た利用者及び家族の秘密は、正当な理由なく外には漏らしません。

2 従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密は漏らしません。

3 事業者が得た利用者及び家族の個人情報については、事業所での介護サービス以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者及び家族の同意を、あらかじめ書面により得ます

17. 相談、要望、苦情等の受付

訪問看護に対する相談、要望、苦情や利用者の記録等の情報開示の請求は、次のサービス相談窓口で受け付けます。

《 サービス相談窓口 》

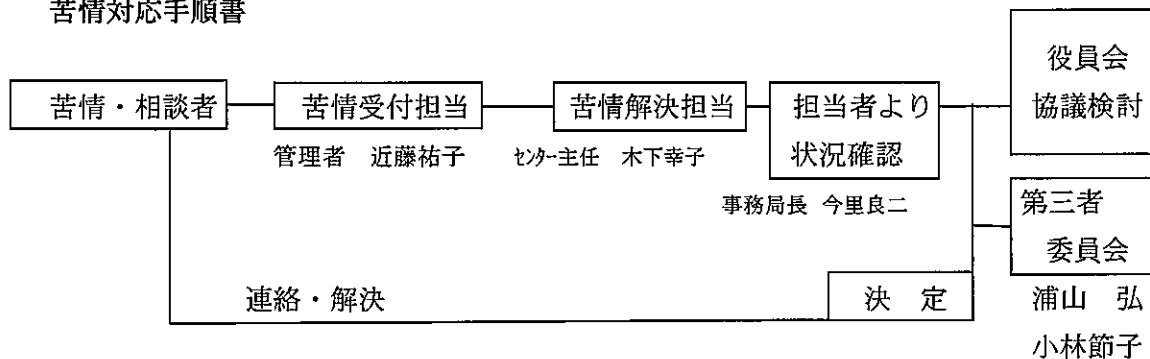
担当者 諫早医師会訪問看護ステーション「たんぼぼ」 管理者 近藤祐子

電話 0957-22-1040 (月～金 9時～17時)

FAX 0957-24-1063

苦情があった場合は、利用者等から事情をきき、苦情等の内容を把握し、下記の苦情対応手順により、協議検討のうえ適切に対応します。また、苦情の内容によっては、関係機関と連絡をとり、必要な対応を行います。

苦情対応手順書



浦山 弘：諫早市下大渡野町 1285

TEL：0957-26-1987

小林節子：諫早市西小路町 784

TEL：0957-22-1672

18. 事故発生時の対応

利用者への訪問看護により事故が発生した場合は、速やかに主治医、利用者の家族及び関係機関等に連絡するとともに、下記事故発生時対応手順により必要な処置を講じます。

事故発生時対応手順

事故発生→担当者→処理責任者→事故状況把握→対応→報告→協議、検討→確認→解決

19. 社会情勢、感染症及び天災

- (1) 社会情勢の急激な変化、感染症、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をする場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、感染症、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合は、それによる損害賠償責任を事業者は負わないものとします。

20. 賠償責任

事業者は訪問看護にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼした場合は、利用者及び家族と協議のうえ、その損害を賠償します。ただし、利用者及びその家族に重大な過失がある場合は、この限りではありません。

別紙

<訪問看護等の料金>

【基本療養費等の額】

項目	1日目	2日目以降
基本療養費(I) (週3日目まで)	5,550円	5,550円
管理療養費	7,670円	3,000円
情報提供療養費	1,500円	
24時間対応体制加算	6,800円	
合計	21,520円	8,530円

※ 基本療養費が週3日を超える場合は、4日目以降週末まで6,550円になります。

※ 乳幼児(3歳未満)、幼児(3歳以上6歳未満)の場合は、500円/日の加算となります。

※入院中に在宅に向けて一時的な外泊をした場合は、8,500円/回になります。

【加算料金等】

項目	金額	内容
難病等複数回訪問看護加算	2回 4,500円	厚生労働大臣の定める疾病等の利用者・特別訪問看護指示書期間の利用者に対して訪問看護を実施した場合。
	3回以上 8,000円	
緊急訪問看護加算	月14日目まで 2,650円	利用者・家族等の求めに応じて在宅支援診療所等の主治医の指示により緊急の訪問看護を行った場合。
	月15日目以降 2,000円	
長時間訪問看護加算	5,200円	長時間の訪問看護が必要な利用者に対し、1回で2時間を超える訪問看護を実施した場合。
複数名訪問看護加算	4,300円	末期の悪性腫瘍等の対象となる利用者に対し、看護職員が同時に他の看護師等と訪問看護を行った場合。

夜間・早朝訪問看護加算	2, 100円	夜間・早朝の時間帯に訪問看護を行った場合。
深夜訪問看護加算	4, 200円	深夜の時間帯に訪問看護を行った場合。
特別管理加算	5, 000円	悪性腫瘍、気管切開・気管カニューレ・留置カテーテルの管理が必要な方
	2, 500円	上記以外の医療的指導・管理が必要な状態にある方
退院時共同指導加算	8, 000円	病院や老人保健施設に入院または入所中の利用者に対して、主治医と連携をして退院後の生活に必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合
特別管理指導加算	2, 000円	退院後、特別な管理が必要な利用者に対して、医療機関の保険医と訪問看護師等で退院時共同指導を行った場合。
退院支援指導加算	6, 000円	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者が医療機関から退院する日に看護師等が在宅での療養上の指導を行った場合。
ターミナルケア療養費	25, 000円	厚生労働省「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者放任・家族の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、ターミナルケアを行った場合。
(特別養護老人ホーム等 入居者の方)	10, 000円	
訪問看護ベースアップ 評価料 (I)	780円	訪問看護ステーションにおいて勤務する看護職員その他の医療関係職種の賃金の改善を実施している場合、評価料を月1回に限り算定

〔基本利用料〕

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 後期高齢者医療受給者 | 要した費用の1割又は3割 |
| 2. 医療保険 | |
| ①未就学児 | 要した費用の2割 |
| ②70歳以上74歳未満 | 要した費用の2割又は3割 |
| ③①、②以外の方 | 要した費用の3割 |

同 意 書

令和 年 月 日

訪問看護の提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

諫早医師会訪問看護ステーション「たんぼぼ」
管理者 近 藤 祐 子

説明者 印

私は、本書面の交付を受けるとともに、本書面に基づいて、事業所からの重要事項の説明を受け、訪問看護の開始に同意し、一部受領しました。

利用者 住所

氏名 印

家 族 住所

氏名 印